

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	佐賀歯科衛生専門学校
設置者名	一般社団法人 佐賀県歯科医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	歯科衛生士科	夜・通信	240 時間	240 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

http://www.saga-dhschool.com/syllabus.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	佐賀歯科衛生専門学校
設置者名	一般社団法人 佐賀県歯科医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	歯科衛生専門学校運営委員会
役割	①学校の教育及び運営を達成する為の審議を行う。 ②評価結果について、歯科衛生専門学校運営委員会、教務委員会にて改善点を協議し、学校運営、教育活動に活用していく。 ・委員長1名、副委員長1名、委員若干名を会長が委嘱する。 ・教育大綱に関する事柄 ・学校 予算・決算に関する事柄 ・生徒の定数に関する事柄 ・その他 学校の運営に必要な事柄

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
歯科クリニック 院長	R5.7.1～ R7.6.30	歯科衛生専門学校運営委員
歯科医院 院長	R5.7.1～ R7.6.30	歯科衛生専門学校運営委員
歯科 院長	R5.7.1～ R7.6.30	歯科衛生専門学校運営委員
歯科クリニック 院長	R5.7.1～ R7.6.30	歯科衛生専門学校運営委員
歯科医院 院長	R5.7.1～ R7.6.30	歯科衛生専門学校運営委員
歯科医院 院長	R5.7.1～ R7.6.30	歯科衛生専門学校運営委員
歯科クリニック 院長	R5.7.1～ R7.6.30	歯科衛生専門学校運営委員
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	佐賀歯科衛生専門学校
設置者名	一般社団法人 佐賀県歯科医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 毎年、各教科担当の講師の先生方に授業計画の作成を3月末までにさせていただいている。 公表は、4月に本校HPにて行っている。	
授業計画書の公表方法	http://www.saga-dhschool.com/syllabus.html
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 各教科においては、学期試験またはレポート提出など、シラバスの成績評価方法に則り成績評価をおこない、単位を与えている。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 各授業科目毎に、学期試験またはレポート提出などにより成績評価をおこない点数化し、全科目の合計点の平均を算出している。(100点満点で数値化) 点数評価については、60点/100点を合格とし、単位認定をおこなっている。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	http://www.saga-dhschool.com/koukai.html
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) ディプロマ・ポリシー(卒業認定の方針) ・歯科衛生士として必要な専門知識や技術だけではなく、隣接医学や基礎的教養についての総合的知識と技能を習得し、科学的根拠に基づく判断ができる。 ・専門的職業人としての自覚と誇りを持ち、保健・医療・福祉の現場における歯科衛生士としての役割を認識し、多職種チームの一員として良好な対人関係を構築して共同活動に参加できる。 ディプロマ・ポリシーを踏まえて、本校で定める3年間での単位(118単位)すべて修得することで卒業認定を行っている。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	http://www.saga-dhschool.com/koukai.html

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	佐賀歯科衛生専門学校
設置者名	一般社団法人 佐賀県歯科医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.saga-dental.or.jp/introduce/1348.html
収支計算書又は損益計算書	https://www.saga-dental.or.jp/introduce/1348.html
財産目録	
事業報告書	https://www.saga-dental.or.jp/introduce/1348.html
監事による監査報告（書）	https://www.saga-dental.or.jp/introduce/1348.html

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	歯科衛生士科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	3115 単位時間／単位	1922 単位時間 ／単位	20 単位時間 ／単位	1196 単位時間 ／単位	0 単位時間 ／単位	0 単位時間 ／単位
			3138 単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
150 人		94 人	0 人	7 人	48 人	55 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 毎年、各教科担当の講師の先生方に授業計画の作成をしていただいている。 公表は、本校HPにて行っている。
成績評価の基準・方法
（概要） 各授業科目毎に、学期試験またはレポート提出などにより成績評価をおこなっている。 点数評価については、60点／100点を合格とし、単位認定をおこなっている。
卒業・進級の認定基準
（概要） 本校で定める3年間での単位（118単位）すべて修得することで卒業認定を行っている。
学修支援等
（概要） クラス担任制を導入し、指導を行っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
42 人 (100%)	0 人 (0%)	35 人 (83.3%)	7 人 (16.7%)
（主な就職、業界等） 歯科医院			
（就職指導内容） 学校を通して行うため、就職活動の手順、注意点について指導を行っている。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 歯科衛生士国家試験受験資格取得			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
105 人	4 人	3.8%
（中途退学の主な理由） 疾患、体調不良、経済的困窮、学習意欲の低下		
（中退防止・中退者支援のための取組） 学校役員や担任による個人面談、また希望者にはスクールカウンセラーによるカウンセリングの実施を行っている。保護者と連絡をとるなど。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
歯科衛生士科	270,000 円	400,000 円	120,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.saga-dhschool.com/koukai.html		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
・学校関係者評価委員会は、学外委員として業界関係者および学識経験者等の中から校長が任命した者若干名と、学内委員として教職員である校長、副校長、教務部長、基幹教員を加え組織する。 ・学校関係者評価委員会では、学校の教育課程、進路相談、学生評価等、授業計画に基づき適正に学校運営されているか評価する。 ・評価結果については、本会の歯科衛生専門学校運営委員会、教務委員会にて改善点を協議し、学校運営、教育活動に活用していく。 ・委員の任期は2年とする。なお、その期間は校長の任期に準ずるものとする。 ・学校長が中心となり即座に改善に向け対応する。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
佐賀県歯科衛生士会	R5.7.1～R7.6.30	業界関係者
佐賀県歯科医師会	R5.7.1～R7.6.30	業界関係者
佐賀県歯科医師会	R5.7.1～R7.6.30	業界関係者
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.saga-dhschool.com/koukai.html		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.saga-dhschool.com/
--

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H141320100086
学校名（〇〇大学 等）	佐賀歯科衛生専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	一般社団法人 佐賀県歯科医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		12人（ － ）人	11人（ － ）人	12人（ － ）人
内 訳	第Ⅰ区分	一人	一人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅱ区分	一人	一人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅲ区分	一人	一人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	一人	一人	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				一人（ － ）人
合計（年間）				一人（ － ）人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意 欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	一人	人	人
計	一人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良である
ことについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2 年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたこと
により認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	一人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
G P A等が下位4分の1	一人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意 欲が低い状況	0人	人	人
計	一人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。